

荘銀イオンカード特約

第1条(名称)

本カードは株式会社荘内銀行(以下「荘銀」といいます)と株式会社イオン銀行(以下「イオン銀行」といいます)が提携してキャッシュカード機能部分は荘銀、クレジットカード機能部分はイオン銀行が発行するもので、荘銀イオンカードと称します。

第2条(会員)

本カードは、荘銀に普通預金(総合口座)を有する方本人で、本特約および荘銀イオンカード会員規約(以下「カード会員規約」といいます)ならびに荘銀キャッシュカード規定を承認のうえ荘銀およびイオン銀行(以下「両行」といいます)に入会申し込みをされ、両行が認めた方を会員とします。

第3条(適用)

会員については、本特約に定めのない事項についてはカード会員規約によるものとし、本特約とカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。

第4条(キャッシュカード機能)

- (1)本カードには、荘銀の認定を受けた荘銀の責任のもとに提供する荘銀キャッシュカード機能を付与します。
- (2)会員は、荘銀キャッシュカード機能部分については、優先的に荘銀キャッシュカード規定が適用され、荘銀キャッシュカード規定に従うことを承諾します。
- (3)本カードの申し込みをされる方は、荘銀イオンカード口座番号届の荘銀への提出をイオン銀行に委託するものとします。

第5条(カード貸与の特例)

荘銀に本カードを提出する場合を、カード会員規約第2条の例外とします。

第6条(支払口座の特例)

金融機関口座を荘銀普通預金(総合口座)に限るものとします。

第7条(会員情報の提供)

- (1)両行は、会員情報について会員のプライバシー保護に十分注意を払うものとします。
- (2)会員は、両行が正当な事業活動に利用するため、会員の個人情報(申込時に会員が記入する会員の属性等の情報)、利用状況を提供することに同意します。

第8条(特約の変更)

本特約の改定は、カード会員規約第17条の定めに従うものとします。

〈荘内銀行〉デビットカード取引規定

1.適用範囲

次の各号のうちのいずれかの者(以下「加盟店」といいます。)に対して、デビットカード(当行が〈荘銀キャッシュカード規定〉に基づいて発行する荘銀キャッシュカードのうち、普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。)その他当行所定の荘銀キャッシュカード(以下「カード」といいます。))を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等(以下「売買取引」といいます。))について当該加盟店に対して負担する債務(以下「売買取引債務」といいます。))を当該カードの預金口座(以下「預金口座」といいます。))から預金の引落とし(総合口座取引規定等に基づく当座貸越による引落しを含みます。))によって支払う取引(以下本章において「デビットカード取引」といいます。))については、この章の規定により取扱います。

- ①日本電子決済推進機構(以下「機構」といいます。))所定の加盟店規約(以下本章において「規約」といいます。))を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関(以下「加盟店銀行」といいます。))と規約所

定の加盟店契約を締結した法人または個人(以下「直接加盟店」といいます。)。但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。

②規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人(以下「間接加盟店」といいます。)。但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。

③規約を承認のうえ、機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人(以下「組合事業加盟店」といいます。)。但し、規約所定の組合契約の定めに基づき、当行のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

2. 利用方法等

(1)カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機(以下「端末機」といいます。)に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえ、端末機にカードの暗証番号を第三者(加盟店の従業員を含みます。)に見られないように注意しつつ自ら入力してください。

(2)端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。

(3)次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

- ①停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
- ②1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
- ③購入する商品または提供を受ける役務が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合

(4)次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。

- ①1日あたりのカードの利用金額(カード規定による預金の払戻金額を含みます。)が、当行が定めた範囲を超える場合
- ②当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
- ③カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損している場合

(5)当行がデビットカード取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。

(6)カードによるデビットカード取引を希望されない場合は、当行所定の方法によりデビットカード取引停止の手続きを行ってください。この手続きを行ったときは、当行は預金口座に対してデビットカード取引停止の措置を講じます。この手続きの前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

3. デビットカード取引契約等

(1)前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。)が成立するものとします。

(2)前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。

- ①当行に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもついで引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。
- ②加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の

者(以下本条において「譲受人」と総称します。)に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当行は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。

(3)前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

4. 預金の復元等

(1)デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除(合意解除を含みます。)、取消し等により適法に解消された場合(売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。)であっても、加盟店以外の第三者(加盟店の特定承継人および当行を含みます。)に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。

(2)前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。

(3)第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。

(4)デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとします。

5. 読替規定

カードをデビットカード取引に利用する場合における〈荘銀キャッシュカード規定〉の適用については、同規定第6条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」、同規定第6条第1項中「預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは、「預金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第8条中「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と読み替えるものとします。〈荘銀キャッシュカード規定(個人のお客さま用)〉第9条第1項中または〈荘銀キャッシュカード規定(個人以外のお客さま用)〉第10条第2項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落とし」と、〈荘銀キャッシュカード規定(個人のお客さま用)〉第14条中または〈荘銀キャッシュカード規定(個人以外のお客さま用)〉第11条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは、「端末機」と読み替えるものとします。

6. 規定の変更

当行は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当行所定の方法で利用者へ通知することにより、この規定を変更できるものとします。